

① 徳島東部都市計画ごみ焼却場及びその他の処理施設の決定（素案） ② 徳島東部都市計画下水道の変更（素案） について



徳島市ごみ減量マスコットキャラクター



徳島市公共下水道デザインマンホール

令和8年8月

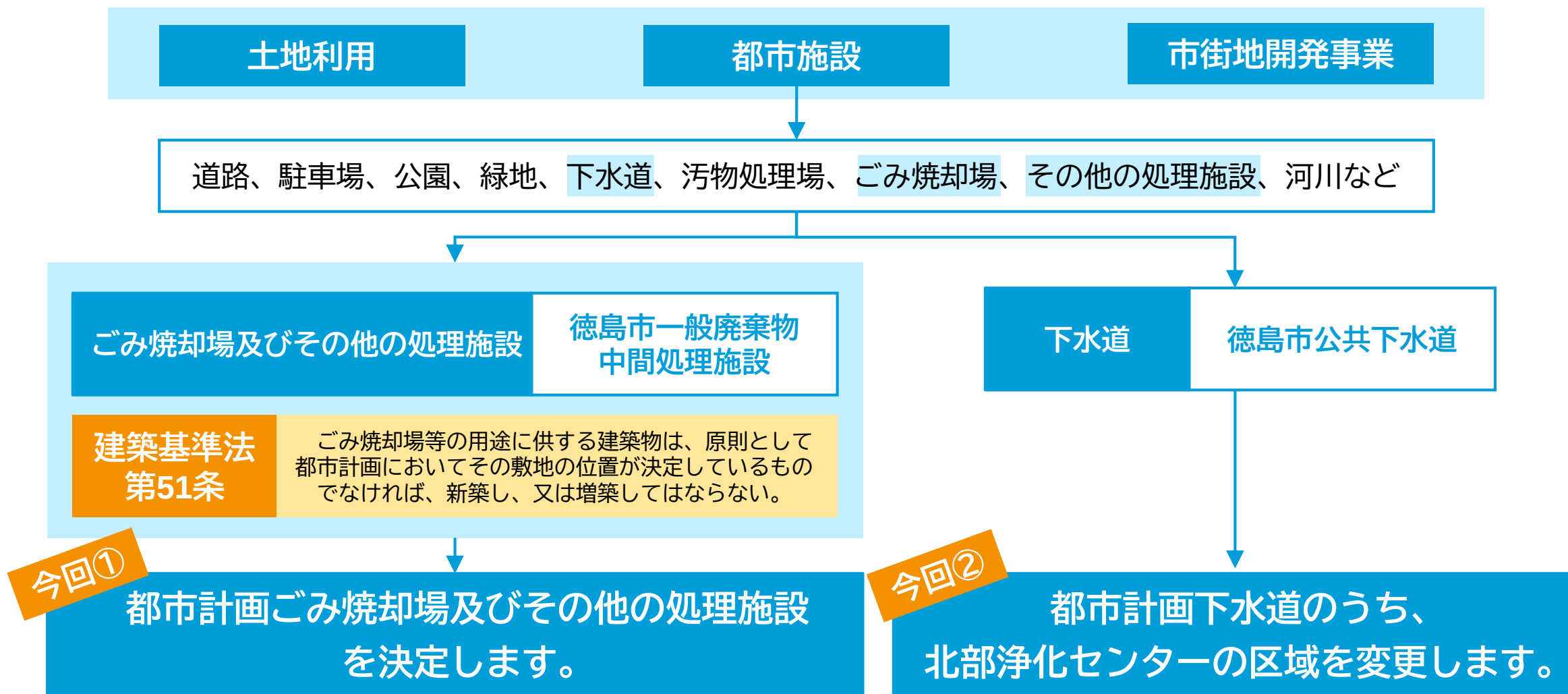
徳島市 都市建設部 都市建設政策課

- 1 はじめに
- 2 徳島東部都市計画
ごみ焼却場及びその他の処理施設の決定（素案）
- 3 徳島東部都市計画下水道の変更（素案）
- 4 今後のスケジュール

1 はじめに

都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画です。

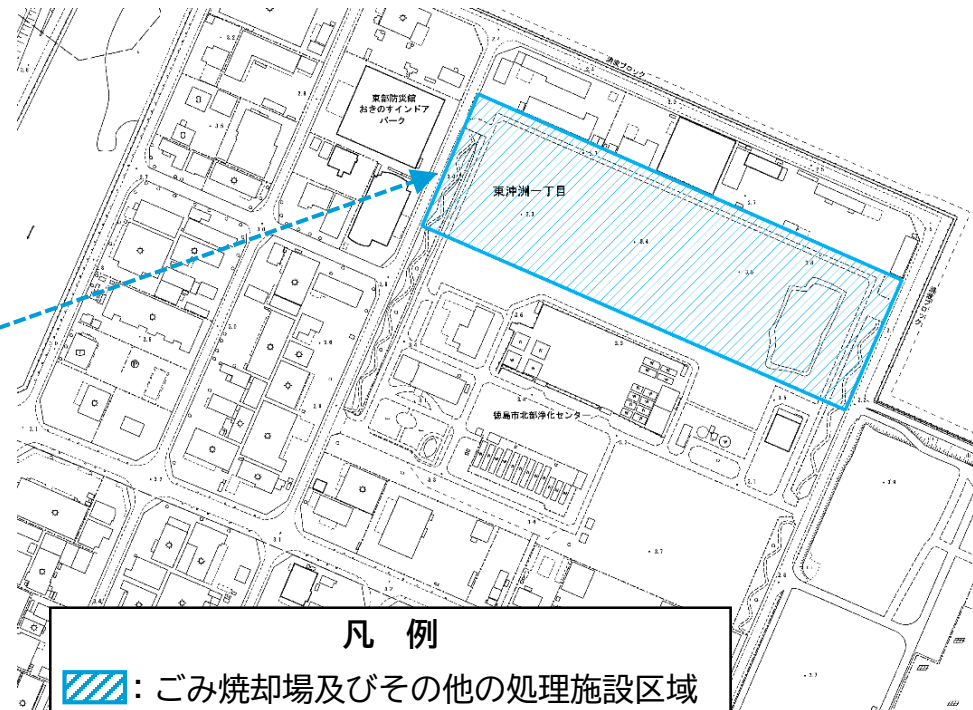
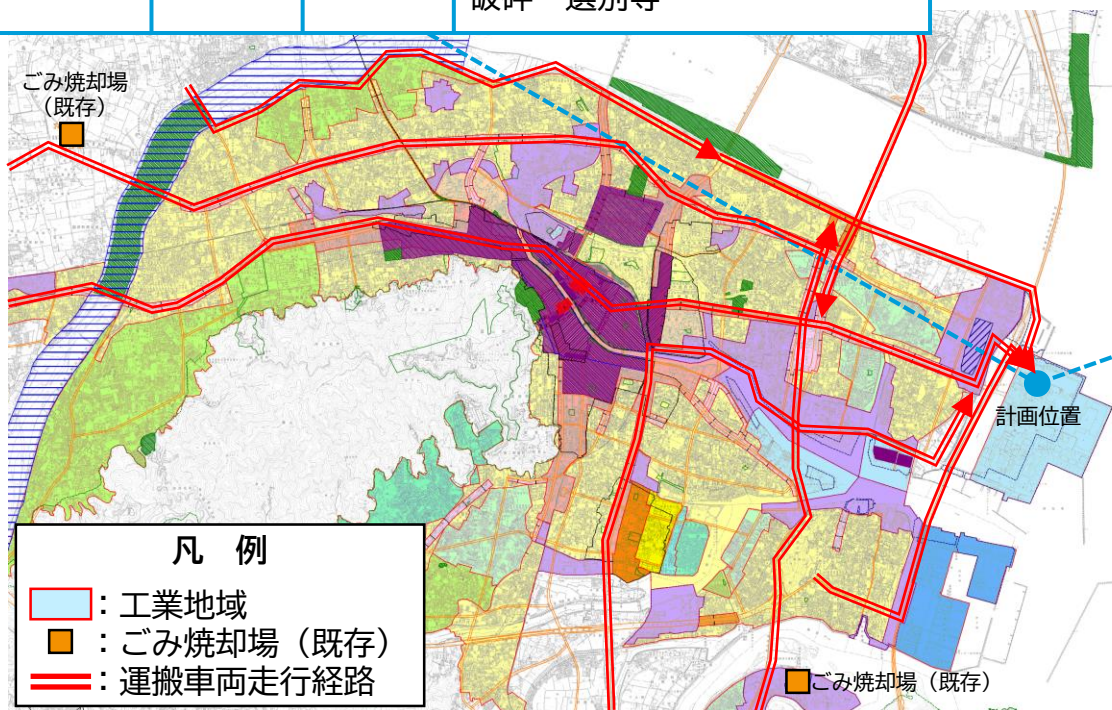


2 徳島東部都市計画ごみ焼却場及びその他の処理施設の決定（素案）

- 既存施設は、老朽化が進んでいます。
- 長期にわたるごみ処理の安定化を図るため、新たなごみ焼却場及びその他の処理施設を都市計画決定します。

名 称	位 置	面 積	備 考
徳島市 一般廃棄物 中間処理施設	東沖洲 一丁目	約 4.7 ha	焼却施設 (熱回収施設) ストーカ式 282 t / 日
			リサイクルセンター 破碎・選別等 61 t / 日

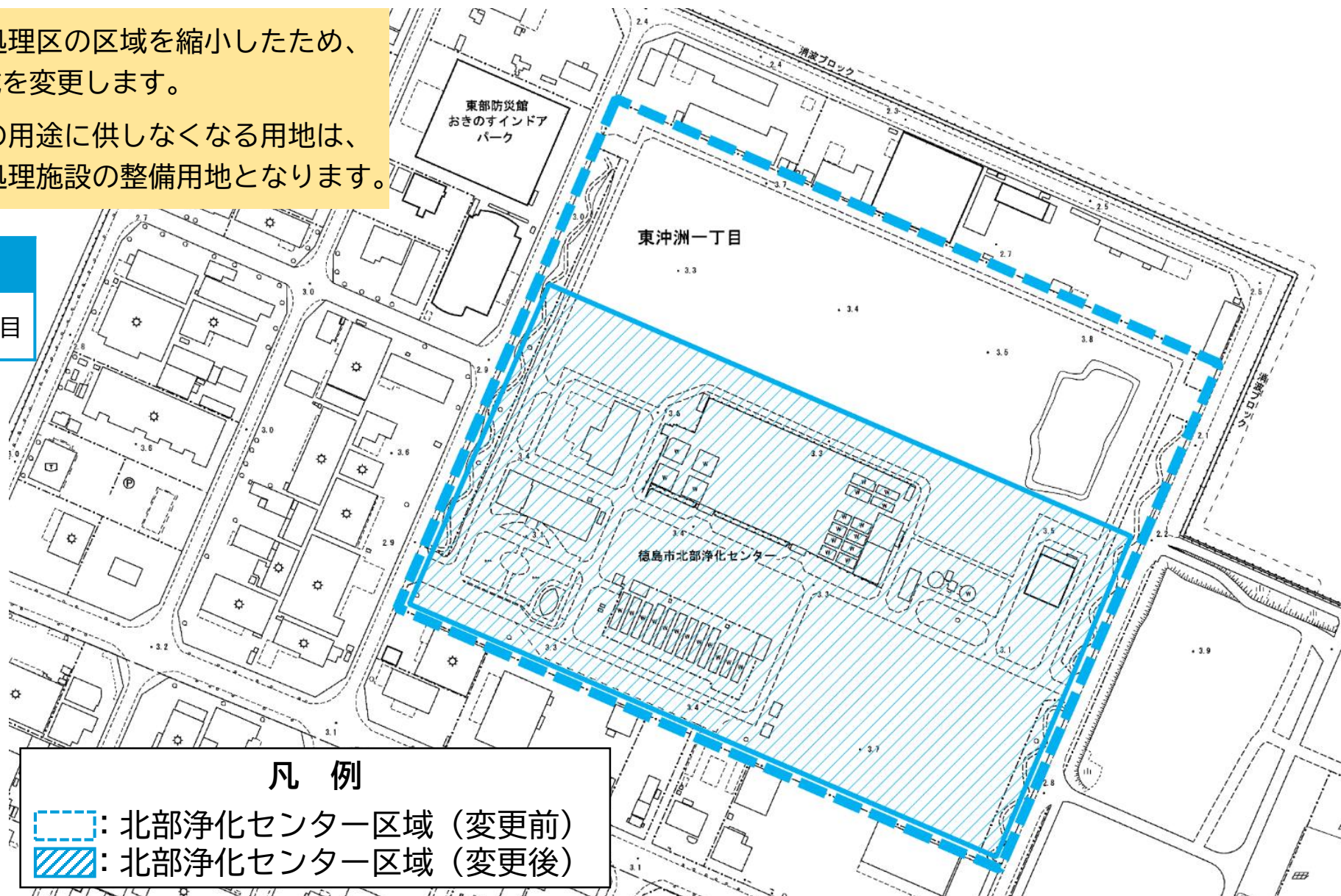
- 用途地域は、都市計画上、廃棄物処理施設の設置に望ましいとされている工業地域です。
- 幹線道路が整備され交通アクセスの良い場所に、ごみ焼却場とその他の処理施設を集約して配置し、ごみ運搬の効率性を向上させます。
- 搬出入路、駐車場、緑地など、施設整備に必要な面積を含めた敷地を確保しています。
- 焼却熱を利用した高効率発電を行うことで、環境負荷を低減させます。
- 災害対策を実施し、被災リスクを低減させます。



3 徳島東部都市計画下水道の変更（素案）

- 徳島市公共下水道北部処理区の区域を縮小したため、北部浄化センターの区域を変更します。
- 区域変更により下水道の用途に供しなくなる用地は、徳島市一般廃棄物中間処理施設の整備用地となります。

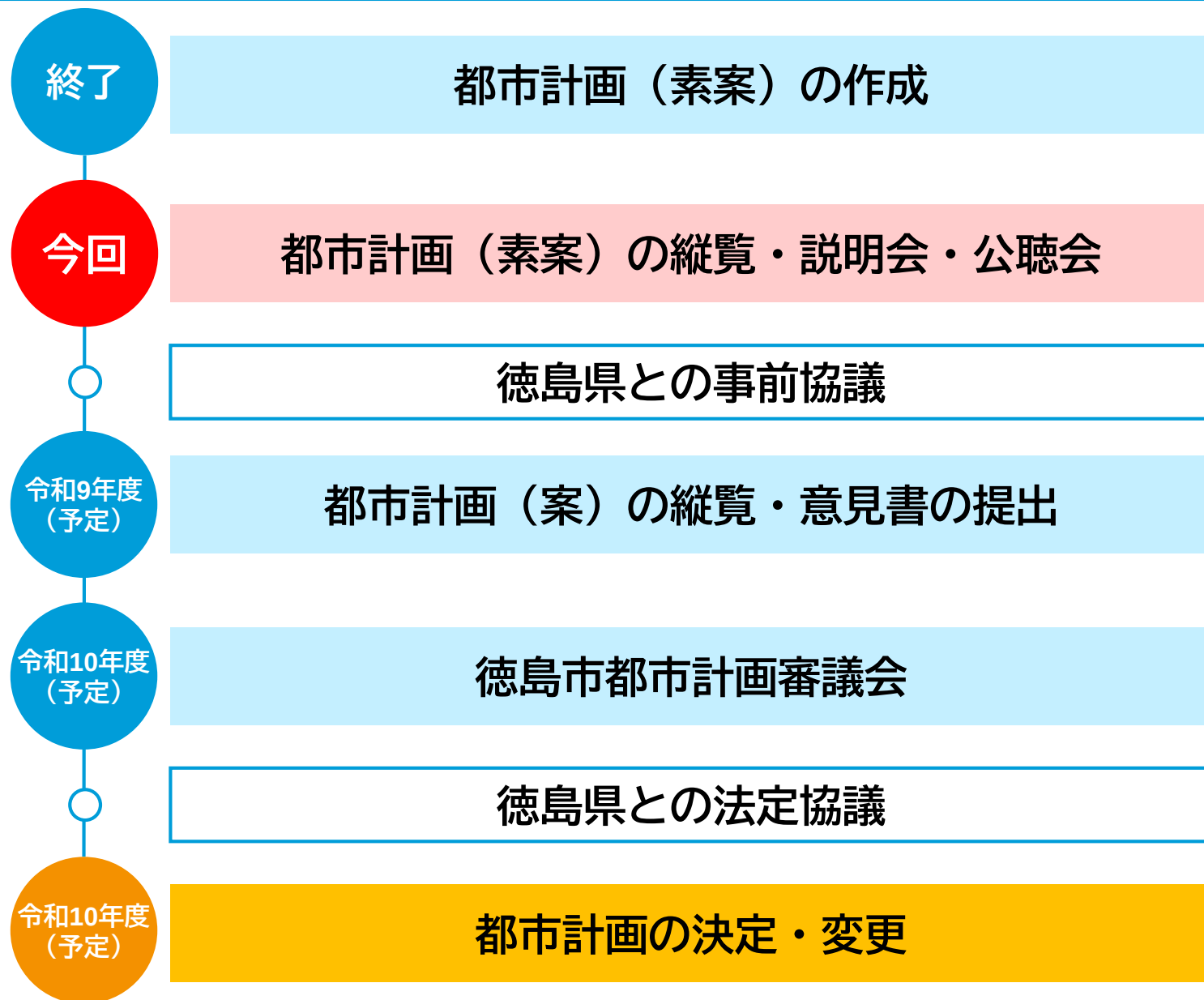
処理施設名称	位 置
北部浄化センター	東沖洲一丁目



※排水区域及び処理施設の名称は、現在、都市計画変更手続き中ですが、変更後の名称を記載しています。

4 今後のスケジュール

※時期については変更する場合があります。



縦覧期間

開始 令和8年7月31日（金）
終了 令和8年8月31日（月）

説明会

1回目 令和8年8月21日（金）18：30～
2回目 令和8年8月22日（土）10：00～
3回目 令和8年8月22日（土）13：30～

公聴会

令和8年9月11日（金）19：00～
※公述申出がない場合は中止

※詳細は、配布資料「縦覧・説明会・公聴会のお知らせ」
や本市ホームページをご確認ください。